

## ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！

### 【基本給付】

所得超過により児童扶養手当の支給が停止されている方への給付

#### ●給付金の対象となる方

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります。

#### ●給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

### 給付金の支給手続き

▶ 基本給付申請書のご提出が必要です。

▶ 申請期限：令和3年2月26日

#### 【必要書類】

- ・振込先口座の分かる書類（通帳等のコピー）
- ・令和2年2月以降の収入等の内容が分かる書類（例：給与明細書、帳簿等）

#### 【申請方法】

⑤基本給付申請書【家計急変者】に振込先口座などをご記入の上、上記必要書類や⑥収入見込額申立書【家計・申請者】とともに郵送、または下記担当窓口にて直接ご提出ください。

※扶養義務者がいる方は⑦収入見込額申立書【家計・扶養義務者】についてもご提出が必要です。

### お問合せ先

東大阪市役所 新型コロナウイルス感染症対策事業室

〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号

TEL：06-4309-3007

「ひとり親世帯臨時特別給付金」の  
”振り込め詐欺”や”個人情報の詐取”にご注意ください。